

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	国土交通省
重点分野名	従業員の労務管理に関する手続

【記載要領】

- 「1 手続の概要及び電子化の状況」については、「基本計画の対象手続一覧表」に基づき、基本計画の作成対象となる事項について、手続の概要及びその電子化の状況を記載する。
- 「2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）」については、「基本計画の対象手続一覧表」のうち、基本計画の作成対象となる各事項について、コスト削減の取組内容及びスケジュールを記載する。その際、①規制そのものの見直し、行政手続の簡素化、IT化についての検討、②行政手続簡素化3原則に沿った対応の検討、③行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項、について検討した結果、盛り込める内容を記載する。
また、「省庁間の連携が必要な取組」、「地方公共団体の理解・協力が必要な取組」については、その旨を記載し、取組の内容を説明する。
取組期間が3年を超える場合には、その必要性について十分な説明を記載する。
- 「3 コスト計測」の「1. 選定理由」については、基本計画の作成対象となる事項のうち、コスト計測の対象とする各事項について、その選定理由を記載する。
「2. コスト計測の方法及び時期」については、選定した各事項について、作業時間の計算方法及び計測時期を記載する。なお、計測時期については、その判断の根拠を明確に記載する。

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 雇入契約成立等の届出

① 手続の概要

船長又は船舶所有者は、船員の乗下船に伴う雇入契約成立等の届出を行う。

② 電子化の状況

電子化済み。

(2) 時間外労働に関する協定の届出

① 手続の概要

船舶所有者は、船舶所有者と労働組合等との間で時間外労働の書面による協定をした場合、当該協定の届出を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(3) 補償休日労働に関する協定の届出

① 手続の概要

船舶所有者は、船舶所有者と労働組合等との間で補償休日労働の書面による協定をした場合、当該協定の届出を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(4) 就業規則の届出

① 手続の概要

常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、就業規則を作成し、当該就業規則の届出を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

以下の対策を実施することにより、行政手続コストを20%削減する。

(1) 雇入契約成立等の届出

- ① アンケート調査により事務所では約9割、船舶では約7割でインターネット環境が整備されてい

るとの結果が得られたものの、事業者団体からは電子申請登録のための手続きが分かりにくいという意見があったため、事業者団体や運輸局等を通じ電子申請の周知を行うとともに、電子申請に登録するための手続きにいて説明したマニュアルを、一緒に配布する。【平成 29 年度中に実施】

- ② 届出書の作成については、パソコンで作成する場合は 64%と多数を占めたが、手書きで作成する場合と作業時間に差が生じていないことから、パソコンで使用できる届出書の書式にて、簡単に入力できるような方法を検討し、パソコン利用による作業時間の削減を図る。【平成 30 年度中に実施】
- ③ 手続きマニュアルを作成し、窓口での訂正や書類の不備を減らすことで処理時間の削減を図る。【平成 30 年度中に実施】

- (2) 時間外労働協定に関する届出
- (3) 補償休日労働に関する協定の届出
- (4) 就業規則の届出

就業規則の届出など現在窓口で行われている手続きについて、事業者団体から郵送で届出ができるようにしてほしいとの要望があったことから、郵送での手続きを可能とするため、返送手続きのルール等を事業者団体と調整する。【平成 30 年度中に実施】

3 コスト計測

1. 選定理由

- (1) 雇入契約成立等の届出
年間申請件数が多く、手続きコストの削減による効果が高いと見込まれるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 雇入契約成立等の届出
 - ①方法：雇入契約の成立等の届出のため、各運輸局・支局窓口に来訪した者又は各運輸局支局において適宜抽出し、直接依頼した事業者等に調査票を配布、回収した。
「申請書類の作成時間」「窓口までの出頭に要する時間」等の調査を行った。
 - ②時期：事業者からの申請受理の機会を捉え、平成 29 年 10 月に実施した。
また、平成 30 年度以降、平成 29 年度と概ね同時期に実施予定。

3. コスト計測結果

- ①雇入契約成立等の届出に係る事業者の行政手続きコスト（事業者の作業時間）はコスト計測の結果、541,039.3 時間であった。

なお、コスト計測の考え方は下記の通りである。

事業者の作業時間 = 【窓口申請の作業時間】 + 【オンライン申請の時間】

【窓口申請の作業時間】 = ((届出書類の作成時間) + (出頭に要する時間) + (申請窓口待ち時間)) × (窓口申請手続き件数)

【オンライン申請の作業時間】 = (申請書類の作成時間) × (オンライン申請手続き件数)